

# 京都大学学生寄宿舍吉田寮の保存活用を求める要請書

2018年6月22日

京都大学 総長 山極壽一 殿

京都大学 学生・図書館担当理事 川添信介 殿

21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会

代表理事 奈倉道隆

理事 中尾芳治 広原盛明 亀岡哲也

富岡勝 盛田良治 稲庭篤

私たちは、京都大学吉田寮の卒寮生でつくる「21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会」の理事を務めております。この会は、学生寄宿舍の同窓組織が行ってきた世代を超えた交流を現在の寮生も含めてあらためてつくり、吉田寮が歴史的に果たしてきた教育的役割が21世紀により発揮されるように願い、昨年10月に京都大学楽友会館で設立総会を開き、発足しました。1950年代に在寮した世代から最近卒業した世代までが会員となり、さらに広く参加を呼びかけております。

京都大学が昨年12月19日、「吉田寮生の安全確保についての基本方針」を突如打ち出し、今年9月までに吉田寮生全員の退去を求めるという「一方的通告」を行ったことを受け、本要請書を提出いたします。

吉田寮をめぐっては、戦後の寄宿舍の管理規定の制定や、西島安則総長（当時）による所感「在寮期限設定に伴う一連の措置の完了」（1989年7月7日）にみられるように、大学と寮生が話し合いを続けながら解決を図り、大学も寮生も納得するかたちで事を運び、お互いの信頼をもって寮の運営が継続されてきた歴史があります。団交のあり方についてはさまざまな考え方があり、京都大学が現在の対応に至る経緯があることも推察しますが、話し合いのないまま「基本方針」が貫徹されれば、私たちも含めて学生を育ててきた吉田寮の歴史が途絶えるのではないかと心配しております。

欧米の伝統的大学では寄宿舍がカレッジの中核に位置づけられ、教師と学生が生活を共にするコミュニティ空間として発展してきました。寄宿舍は、教室、講堂、図書館、実験室などと共に高等教育にとって不可欠な教育施設の一環であり、寄宿舍のない大学の存在は考えられません。日本の旧制高校や旧制大学においてもこの伝統は引き継がれ、大正初期に京都帝国大学学生寄宿舍として建設された吉田寮は、その意味で日本の高等教育の生き証人であり、大学発展の歴史を象徴する建築物であるといえます。

吉田寮の教育史的、文化史的、建築史的価値を高く評価した日本建築学会近畿支部と建築史学会はそれぞれ2015年5月と同年11月に京都大学山極壽一総長に「京都大学吉田寮の保存活用に関する要望書」を提出しました。これは、吉田寮（旧棟）が1913（大正2）年建設の日本最古の現存する学生寮であるとともに、部材の多くが1889（明治22）年建設の第三高等学校寄宿舍を転用したものであり、創建当時まで建築意匠や工法の特徴を追跡できる貴重な歴史的文化的文化財であるからです。しかしながら、基本方針には、吉田寮の旧棟の今後の処遇について、具体的に触れていません。

吉田寮はまた「大学の街・京都」を象徴する建築物でもあります。京都はとりわけ大学・学生と市民とのかかわりが深い都市であり、大学が市民生活や地域社会の中に溶け込み、アカデミック・インフラとしての役割を果たしてきました。そのことが他都市には見られない京都独特のアイデンティティを形づくり、京都の品格と風格を一段と高めてきたのです。吉田寮は京都大学の単なる1施設ではなく京都市民の共有財産でもあり、歴史都市・京都を代表するシンボル建築のひとつなのです。

京都市は、伝統的な木造建築物や近代建築物が市内に数多く存在し、それらが歴史都市・京都の景観を形成し、京都の文化を伝える重要な役割を果たしてきたことを重視しています。このため京都市は、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について、建築物の安全性等の維持向上を図ることにより、建築基準法の適用を除外する条例、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を2013年11月に制定しました。吉田寮がこの条例の適用を受けることにより、安全性を確保しながら保存・活用することは、京都大学が自ら調査してまとめた「京都大学学生寄宿舍吉田寮耐震診断報告書」（2005年12月）からも、十分可能なことであります。

「吉田寮生の安全確保についての基本方針」では、吉田寮が築100年以上を経過した老朽建築物であり、災害危険の可能性が大きいことが退去通告の最大の理由とされています。川添信介氏は京都大学のホームページに学生・図書館担当理事のメッセージとして、「吉田寮が100年を超えて、大規模な自然災害などのことを考えると、現状のまま居住することが危険であることは明らかで放置できません。早急な対応で学生の安全性を確保するとともに、京都大学の福利厚生施設としての吉田寮について、これからの100年を検討していきます。」と記されていますが、即時退去方針は、必ずしも合理的根拠に基づくものとは思われません。なぜなら、吉田寮が災害に対して脆弱な状態にあるにしても、それが即時退去方針になるには、著しい論理の飛躍があるからです。

吉田寮は、学生たちがお互いに支え合う生活と教育の場として、現在もその役割を果たしています。退去の強要は、たとえ代替宿舎が用意されていても、200人を超える規模の学生の福利厚生施設をいきなりゼロにするということであり、さまざまな負担を現在と将来の学生に強いることとなります。老朽化対策の時期は明示されておらず、長年にわたって福利厚生施設の機能が失われることとなります。さらにいえば、基本方針は老朽化対策を「検討を進める」とするのみで、「収容定員の増加」に触れるも約束はしていません。「代替宿舎は吉田寮よりも安全だ」と主張されるとしても、京都大学の福利厚生機能の深刻な低下は避けられません。

2005年度の総長裁量経費で行われた「旧制第三高等学校並びに京都帝国大学時代の歴史的建造物の現況調査」の報告書には、吉田寮について登録指定文化財への指定を求めるとともに、保存活用を求めております。基本方針は、これまで関係者の間で積み重ねられてきた数多くの吉田寮の補修可能性を踏まえ、京都大学の福利厚生施設の将来方針を示していません。吉田寮がもはや「再生不能」であり、新棟も含めて「廃寮ありき」との印象を与えます。私たちは、豊かな歴史研究の伝統を持つ京都大学文学部出身の川添理事が再考され、慎重な判断を下されることを願うものです。

今回の基本方針が、寮生たちと一切協議することなく大学当局から突如打ち出されたことも重大な問題です。山極総長がことあるごとに強調される「京都大学の自由な学風」の伝統にも反します。また、川添理事も上記のメッセージの最後に「以上の諸課題に対して、学内関連部局の皆さまとの意思疎通と連携を図ることはもちろん、学外の方々のご意見も伺いながら、一歩でも前進できますように微力を尽くしたいと思っています。ご協力のほどあらためてお願いします」と記されております。私たちは「学外の方々のご意見も伺いながら」慎重にことを進めるとの川添理事の言葉を信ずるものです。

以上、私たちの思い縷々申し述べました。各位が意のあるところをお汲み取りいただき、配慮いただければ幸いに存じます。なお最後に、3点ばかりお願いを申し上げて本要請書を終わります。

- 1 本要請書の趣旨をご理解いただき、「吉田寮生の安全確保についての基本方針」を再検討していただきたいこと。
- 2 本会より本要請書の趣旨を直接説明するための機会を設けていただきたいこと。
- 3 7月6日までに本要請書へのご回答を文書でいただきたいこと。

敬具